

## 15 特別指導第一課・特別指導第二課

### 保険医療機関、保険薬局等及び保険医、保険薬剤師等に対する指導及び監査

#### ① 概要

保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者、その他医療保険事業の療養担当者に対する監督に関する事務のうち、地方厚生局長が特別の監督を行う必要があると認めた特定事項に関する監督を行っています。

#### ② 実績

##### ア 指導

##### (ア) 保険医療機関、保険医

近畿管内の保険医療機関及び保険医に対して、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定められている保険診療の取扱い及び診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底し、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、指導を実施しています。

##### (イ) 柔道整復師

大阪府内の柔道整復師に対して、受領委任の取扱規程等に定められている保険施術の取扱い及び療養費の請求に関する事項について周知徹底し、保険施術の質的向上及び適正化を図ることを目的として、厚生労働省の通知に基づき、指導を実施しています。

##### イ 監査

大阪府内の柔道整復師に対して、療養費の請求に関する不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握し、公正かつ適正な措置をとることを目的として、受領委任払いに関する通知に基づき、監査を実施しています。

なお、監査の結果に基づき、療養費の請求内容に不正または著しい不当の事実が認められた場合は、受領委任の取扱いを中止しています。